

令和5年度

老朽危険空き家の解体補助金



皆様の住環境の向上を目的に、
老朽化した危険な『空き家』の
解体に対して補助金を交付します。

申請事前相談
4月24日(月)～12月28日(木)

補助金額
上限 **80万円**
(解体工事費用の5分の4)

申請受付期間
●第1期(募集枠 2,000万円)
6月1日(木)～6月30日(金)
※特に危険な空き家を優先
●第2期(募集枠 1,200万円)
8月1日(火)～12月28日(木)
※先着順(期間内に予算額に達し次第終了)

補助対象の条件等	
1. 対象空き家	①市内にある空き家(住宅が対象) ※併用住宅の場合、住宅(居住用)部分の床面積が全体の半分以上を占めるもの ②松山市が行う不良度判定で100点以上のもの ③建築物が立ち並んでいる道等の沿道に位置する空き家 ④倒壊すれば、敷地と道の境界を越え、災害時の避難等に支障をきたすおそれがある空き家 ⑤今回の補助金以外に、解体に係る他の補助金を受けていない(受ける予定がない)空き家 ⑥公共工事の補償の対象となっていない空き家 <div style="text-align: right;">CHECK!</div>
2. 対象者	①空き家所有者として、登記事項証明書(建物)若しくは固定資産課税台帳記載事項証明書(建物)に記載されている個人又はその法定相続人など ②松山市税を滞納していない者 ③暴力団員等ではない者 ④空家法第14条第3項による『命令』を受けていない者
3. 対象工事	①空き家の全部を解体する工事(一部を解体する工事は対象となりません) ②補助金交付決定後に契約を行う解体工事(決定前に契約した工事は対象となりません) ③建設業法の許可又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の登録を受けた、 松山市内に住所を有する個人事業者又は事業所を有する法人が行う工事 ④令和6年1月31日(水)までに実績報告書の提出ができる解体工事
4. 補助額	解体工事費(税抜き)の5分の4(上限80万円) ※家財道具、車、庭木等の処分費は除く。 ※予算額の範囲内(3,200万円) <div style="text-align: right;"></div>

- ①補助金交付申請書（様式第1号）
- ②申請者の住民票の写し等（コピー不可）
- ③補助対象空き家の外観写真及び位置図
- ④登記事項証明書（建物）又は固定資産課税台帳記載事項証明書（建物）等（コピー不可）
- ⑤見積書（施工業者印付）※内訳書含む
- ⑥確約書（様式第2号）
- ⑦松山市税の完納証明書（コピー不可）
- ⑧銀行等口座番号確認書
- ⑨所有者の法定相続人であることを証明する戸籍等（コピー不可）
- ⑩申請者が補助金の手続きを他の者に委任する場合は委任状（様式第3号）
- ⑪その他（その他市長が認める書類）



※併用住宅等の場合は、内部写真や平面図等が必要な場合があります。

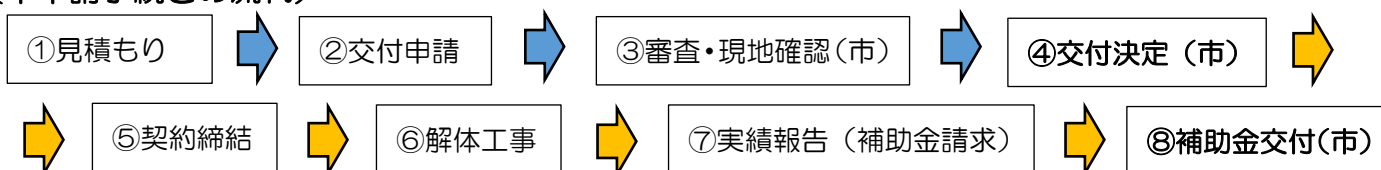
- ①実績報告書（様式第7号）※令和6年1月31日（水）までに提出して下さい。
- ②完了届（様式第8号）
- ③解体工事の施工後の写真
- ④解体工事の請負契約書等のコピー
- ⑤解体工事費の領収書のコピー
- ⑥補助金交付請求書（様式第9号）
- ⑦その他市長が必要と認める書類

※補助金の全部または一部を工事業者が直接受け取ることでできる「代理受領制度」を利用できます。
この場合、報告書類が一部変更になりますので、松山市役所 住宅課までお問い合わせください。

注意事項

- ✓【第1期】の受付期間内に募集枠を超えた場合、市が行う不良度判定の中で危険度の高いものから優先して補助の交付を決定します。
- ✓【第2期】は先着順で補助の交付を決定します。（期間内に予算額に達し次第終了します。）
- ✓住宅用地の特例措置の適用を受けている場合は、空き家を解体することにより、当該特例の対象から除外されることとなります。（土地の固定資産税の額が増えることがあります。）
- ✓申請書類は、松山市役所の本館7階の住宅課で配布します。（郵送不可）
※市（住宅課）ホームページからダウンロード可
- ✓申請書は、松山市役所の本館7階の住宅課にご提出ください。（支所等への提出や郵送は不可）

（本申請手続きの流れ）



【お問い合わせ】

松山市 都市整備部 住宅課（空き家対策担当） 松山市役所 本館7階
（電話）089-948-6787 E-mail juutaku@city.matsuyama.ehime.jp